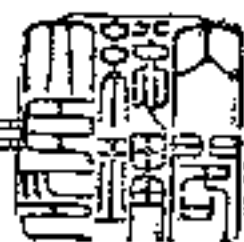


10安(原規)第205号  
平成10-09-04資第1号  
海査第423号  
平成10年9月4日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



通商産業大臣



運輸大臣



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条  
第1項第4号に規定する研究開発段階にある原子炉を定める政令  
の改正について（諮問）

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律  
（平成10年法律第62号）の施行に伴い、標記政令を別紙案のとおり  
改正することについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関  
する法律（昭和32年法律第166号）第23条第3項の規定に基づき、  
貴委員会の意見を求める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「又は動力炉・核燃料開発事業団法」を「又は原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法」に改め、同項第一号中「動力炉・核燃料開発事業団法」を「核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）」に改め、同条第二項中「前項に規定する動力炉開発業務に関する基本計画その他これに類する計画において」を削る。

○該原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十四号）

# 改正案

## （研究開発段階にある原子炉）

第六條の二 法第二十三條第一項第四号に規定する政令で定める原子炉は、当分の間、発電の用に供する原子炉又は船舶に設置する原子炉として昭和五十四年一月三日までに原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）による改正前の法第二十三條第一項の許可を受けたもの又は原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十五條第一項に規定する動力炉開発業務に関する基本計画においてその設置が予定されていたものの型式と同型式の原子炉（次項において「特定型原子炉」という。）のうち、発電の用に供するものにあつては第一号及び第二号、船舶に設置するものにあつては第三号にそれぞれ掲げる原子炉とする。

一 高速増殖炉（核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）第二條第一項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

三 軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）

2 特定型原子炉以外の原子炉（発電の用に供し、又は船舶に設置するものに限る。）については、その設置に関しその具体的な内容が明らかになつたときにおいて、当該原子炉が法第二十三條第一項各号に掲げる原子炉のいずれに該当するかについて、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣は、速やかに検討を加えるものとする。

# 現行

## （研究開発段階にある原子炉）

第六條の二 法第二十三條第一項第四号に規定する政令で定める原子炉は、当分の間、発電の用に供する原子炉又は船舶に設置する原子炉として昭和五十四年一月三日までに原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）による改正前の法第二十三條第一項の許可を受けたもの又は動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十五條第一項に規定する動力炉開発業務に関する基本計画においてその設置が予定されていたものの型式と同型式の原子炉（次項において「特定型原子炉」という。）のうち、発電の用に供するものにあつては第一号及び第二号、船舶に設置するものにあつては第三号にそれぞれ掲げる原子炉とする。

一 高速増殖炉（動力炉・核燃料開発事業団法第二條第一項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

三 軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）

2 特定型原子炉以外の原子炉（発電の用に供し、又は船舶に設置するものに限る。）については、その設置に関し前項に規定する動力炉開発業務に関する基本計画その他これに類する計画においてその具体的な内容が明らかになつたときにおいて、当該原子炉が法第二十三條第一項各号に掲げる原子炉のいずれに該当するかについて、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣は、速やかに検討を加えるものとする。

(案)

10原委第104号

平成10年9月8日

内閣総理大臣 殿

通商産業大臣 殿

運輸大臣 殿

原子力委員会委員長

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条  
第1項第4号に規定する研究開発段階にある原子炉を定める政令  
の改正について（答申）

平成10年9月4日付け10安(原規)第205号、平成10・09・04資第1号、  
海査第423号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。